

柴監告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により柴田町長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年7月25日

柴田町監査委員 中山 政 喜

柴田町監査委員 森 淑 子

記

1 平成23年度随時監査（町営住宅の管理運営）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成23年7月19日（柴監告示第5号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成24年5月29日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
修繕不可能な住宅の管理について 並松町営住宅は、1棟4戸を基本に65戸で構成されており、うち7戸（緊急時対応家屋2戸・修繕不可能家屋5戸）を政策的空家としているが、修繕不可能と判定された家屋は点在しているため、解体処分することが難しい状況にある。風雨等に伴う空家の破損が隣接家屋に影響を与えないように管理の徹底を図るとともに、他の住宅地においても防犯上の観点から注意を払っていただきたい。	予算要求段階では、解体及び修繕の要望を行っているが、厳しい財政状況の中では中々措置出来ない状況である。特に空き家の修繕については、今後も補正予算等を含め要求を上げるとともに、既決の予算を調整しながら出来るだけ早く修繕を実施したいと考えている。	都市建設課

2 平成23年度随時監査（平成22年度工事請負・委託契約（下期））

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成23年7月19日（柴監告示第6号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成24年5月29日

(3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>(2) 業務遂行に必要な計画書の作成について</p> <p>震災を理由に契約期間の変更（開始時期の1か月繰下げ）を行った業務では、受託者が拠点とする場所や実施体制が判然としないことから、変更理由が漠然とした表現になっていた。業務計画書の提出があれば明確になっていたものである。いかなる契約においても、業務遂行に必要な計画書を作成しておくとともに、双方の管理責任者を明らかにし、業務が円滑に行える体制を取っていただきたい。</p>	<p>事業発注担当課長に、提出書類を期日厳守するように受託者への指導をお願いした。（指名委員会）</p>	<p>財政課</p>
<p>(3) 低価格落札契約の適正な執行管理について</p> <p>委託業務のうち、4件が落札率50%以下で落札されていた。落札に至った経緯は各々あるようだが、業務遂行過程での確認や成果品の受領に当たっては、目的に沿ったものになっているか適正な執行管理をしていただきたい。</p>	<p>事業発注担当課長に、段階確認を実施して、質の確保と期限内完了について指示した。（指名委員会）</p>	<p>財政課</p>

3 平成23年度定期監査（平成22年度各課等の事務事業）

(1) 監査の結果の公表年月日 平成23年7月28日（柴監告示第7号）

(2) 措置通知があった年月日 平成24年5月29日

(3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>1 総括事項</p> <p>(1) まち興しに向けた取組について</p> <p>まち興しに向けた取組が各課等で行われており、取組の一つに、農政課・農業委員会の活動がある。農業委員会では、集落の活性化を模索する中で農業委員会にかかわる人の意識改革を考えて</p>	<p>地域コミュニティを対象に、地域計画策定を実施する計画であり、コミュニティ担当者制度の検討を実施する。</p>	<p>まちづくり政策課</p>

<p>おり、農政課では、集落の実態を把握し、農政に反映させる目的で、集落に2人の職員を配置し、情報収集・意見交換を行う地域密着型の事業を行っている。</p> <p>これらの取組は緒に就いて間もないため、今後に期待するものであるが、単一組織で取り組んでいることについて、各担当課との意見交換からは、集落が抱える課題は多岐にわたっており、「単独では対応に限界がある」との思いが見えてくる。職員の負担も増すことになるが、農政課の活動の方向性も「まち興し」の観点からは重要なことと思われる。関係部署がチームを組んで、協働することについての検討が望まれる。</p>		
<p>1-(2) 予算の執行管理について</p> <p>平成22年度予算に明許繰越と事故繰越を含む不用額が生じている。事業執行の時期や東日本大震災によりやむを得ないものが大半であるが、一件当たりの予算は少額であっても当初予算に計上しながら未執行となったものが11件あり、中には補正で予算化しながら未執行のものもある。各々理由はあるにせよ、予算執行が困難になった時点で減額の補正を行うことが望まれる。現に補正で全額を減としたものが5件あった。執行の見通しが早期に分かれれば補正予算を組むことなどにより新たな事業に取り組むことも可能なので、予算の執行管理を徹底していただきたい。</p>	<p>補正予算要求時や査定ヒアリング時にムダ・ムリのないよう、改めて見直すよう指導した。</p>	<p>財政課</p>
<p>2 個別事項</p> <p>(1) 町民環境課</p> <p>ア 窓口業務の一部委託について</p> <p>住民サービスの向上と経費削減を目的に、町民窓口業務のうち、総合案内業務や各種証明発行業務の民間委託の可能性を検討するとのことであるが、経費</p>	<p>平成24年度からの実施予定を延期し、民間委託にとらわれず、臨時職員、派遣職員等の雇用による形態を十分に検討していくこととした。</p>	<p>町民環境課</p>

<p>削減を目的とした業務の見直しが、真に住民サービスにつながることを期待したい。</p> <p>総合案内業務は「町の顔」でもあり、かつて、総合案内コーナーを設置し職員に当たせたがコーナーを廃止した経緯があること、総合案内には柴田町の行政に精通した人が担うべき業務と思われること、課長を始めとして課職員が1階のフロアに机を並べて住民と接するようにしたことなどを踏まえ、窓口業務の一部委託と住民サービスの在り方について検証していただきたい。</p>		
<p>イ 小型船舶の中間検査について</p> <p>小型船舶に係る平成22年度予算で中間検査料として15,000円を計上したが、検査を受けずに不用額として処理している。町が小型船舶を所有することになった経緯と今後の必要性について検証していただきたい。代替え等の手段を講じた結果、廃棄することを前提に中間検査を行わないのであれば今回の事務処理は差し支えないが、いつ発生するか分からない災害に備えることから、今後の方向性を明確にしていきたい。</p>	<p>専門業者に確認を依頼し、見ていただいたところゴムボートについてはまだ使用可能ということから、廃棄はせず、災害時にゴムボートだけを使用することとした。</p>	<p>町民環境課</p>
<p>2-(4) 都市建設課</p> <p>ア 町道船迫2号線の農業補償について</p> <p>町道船迫2号線の工事に伴う農地の変形について農業補償を行っており、平成21年度の定期監査において補償の在り方について検討すべきと指摘したが、従来と同様の補償を行っている。補償対象農地での耕作が可能かどうか、際限なく迷惑料を払うのか、期間限定で作付補償とするか、買取補償とするか、等々について検討された様子が見られ</p>	<p>平成24年3月28日、29日の両日に補償契約に合わせて個別に面談し意思の確認を行った。水田への機能回復のうえ返還者と機能回復困難であり、町が買い上げすれば応じる方に別れる。今後さらに話し合いを行うことと、買い上げに要する予算計上が必要となる。</p>	<p>都市建設課</p>

<p>ない。後々紛争の元にならないように対応していただきたい。</p>		
<p>イ 町営住宅の修繕について</p> <p>二本杉町営住宅として1号棟を建設し、2号棟の建設に着手しているが、既存の町営住宅において入居者からの修繕に対する要望への対応や転出後の空き室改修が必要となっているにもかかわらず、予算化された修繕費では十分な対応ができていない。入居者が納める住宅使用料は7,300万円に達しているが、住宅管理費として支出された決算額は4,850万円であり、使用料収入に見合った住環境の改善につながるような予算措置を講じられないか、検討していただきたい。</p>	<p>平成24年度以降、詳細な修繕箇所の調査に基づき、計画的な予算措置を講じることとした。</p>	<p>都市建設課</p>
<p>2-(5) 上下水道課</p> <p>ア 水道事業について</p> <p>水道事業の懸案事項として挙げられた1点目の「受水料金と人口及び使用料に左右されない経営」は望ましい姿ではあるが、「事象の変動に左右されない経営」は高水準の使用料金につながりかねない。大幅な料金改定にならないような効率的な経営を検討していただきたい。</p> <p>懸案事項3点目の「災害等に対する危機管理体制の確保」は、自主防災組織との役割分担を明確にすることにあるならば、町の防災計画との整合性を図り、自治会等の理解と協力を得るようにしていただきたい。</p> <p>平成21年度に検討された水道事業経営基本計画において、平成22年度を初年度とする40年に及ぶ経営の方向性が示されているが、同計画の達成に向けて町長部局と十分に調整を図っていただきたい。</p>	<p>受水料金の動向を探りながら、平成24年度以降も計画に添った施設の更新を行っていくこととした。</p> <p>給水活動ができる体制の構築を進めている。</p> <p>水道事業経営基本計画を町長部局と再度検討することにした。</p>	<p>上下水道課</p>
<p>イ 下水道事業について</p>		

<p>柴田町が下水道事業に着手して37年を経過し、老朽管延長が年々増大しているため、長寿命化への取組を進めていただきたい。</p> <p>社会情勢の変化に対応していくため、「取り組むべき下水道施策」（中期ビジョン）を明確にしていくとのことだが、中期ビジョンであっても施設管理の現状から見て、長期にわたる改修計画についても併せて検討していただきたい。</p>	<p>国の下水道長寿命化対策支援制度を活用し、長期的な改修計画を段階的に検討している。</p>	<p>上下水道課</p>
<p>2-(7) 総務課</p> <p>職員の自動車免許証確認の一元管理について</p> <p>先般、A自治体の職員が公用車で物損事故を起こして逮捕され、長年にわたる無免許運転が発覚して懲戒処分となったことが報道された。柴田町でもかつて同様の事例があり、そのことを契機として運転にかかわる職員については、車両管理の観点から財政課において免許証の提示を求めるなど免許証の有無を確認しているが、職員管理・危機管理の面から総務課において一元的に管理するよう検討していただきたい。</p>	<p>総務課としては、職員採用時に免許取得の有無確認及び免許証の写しの提出を行っている。</p>	<p>総務課</p>

4 平成23年度財政援助団体等に対する監査（平成22年度補助金等に関する事務）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成23年7月28日（柴監告示第8号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成24年5月29日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>1 総括事項</p> <p>(1) 支出方法の見直しと概算払の理由の明記について</p> <p>柴田町補助金等交付規則第15条では、補助金等の額の確定後において補助金等を交付するものと規定され、精算払を原則としており、ただし書として、町</p>	<p>適正な運用が図られるよう、今後も指導していく。</p>	<p>財政課</p>

<p>長は補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、概算払又は前金払により交付することがあるとしている。また、個別の補助金交付要綱等でも同様に規定しているものがある。個別の要綱等で概算払を前提としているものを除き、補助金の支出方法について、この原則を踏まえ、概算払のものについては精算払にできないか、見直していただきたい。</p> <p>やむを得ず概算払になる場合には、概算払が必要と認めた理由を明記しておくことが望まれる。</p>		
<p>1 - (2) 補助金の交付基準等の明確化と要綱の見直しについて</p> <p>個別の補助金交付要綱では、予算の範囲内で補助金を交付するという規定でありながら、実際に支出する際には何らかの基準を設けて支出しているものがあった。申請者の手続を明確にしておくことから、補助金の額や補助対象項目等、根拠となる要綱等を見直し、必要に応じて改正することが望まれる。</p>	<p>当初予算編成方針により補助金の見直しや合理化を指導した。</p>	<p>財政課</p>
<p>2 個別事項</p> <p>(1) 福祉課</p> <p>社会福祉法第58条では、社会福祉法人に対しては地方公共団体の条例で定める手続に従い、補助金を支出することができる」と規定されており、町にも社会福祉法人の助成に関する条例がある。社会福祉法人に補助する場合には、個別の補助金交付要綱に加えて同条例と整合性のある事務手続を行っていただきたい。</p>	<p>社会福祉法人の助成に関する条例の規定との整合性を図り適切な事務処理に努めた。</p>	<p>福祉課</p>

5 平成23年度随時監査（平成23年度工事請負・委託契約（上期））

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成23年11月9日（柴監告示第9号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成24年5月29日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>仕様書は、業者が見積りを行う際の前提となるとともに、履行確認や検査の根拠となる書類である。特殊な設備・機器・製品等を購入する場合の仕様書は、それらの特性や性能等を記述するに当たり、業者から技術的な指導を仰ぐことも想定されるが、最終的には、事業目的に沿った発注者側の明確な考え方に基つき、的確で分かりやすい仕様書を作成していただきたい。</p>	<p>事業発注担当課長に、発注者側の意思を十分に伝える内容の仕様書作成について指示した。（指名委員会）</p>	<p>財政課</p>

6 平成23年度財政援助団体等に対する監査（平成22年度補助金等に関する団体）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成23年11月9日（柴監告示第10号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成24年5月29日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>(1) 自然休養村太陽の村については、町が一般社団法人柴田町観光物産協会を指定管理者に指定して施設の管理を委託し、指定管理委託料を支出している。指定管理に係る経理については、受託者の通常業務の経理と区分して処理することになっているが、当協会の会計における指定管理委託料に係る経費が分かりにくくなっている。締結した協定書に基づき、町が支出した指定管理委託料の内訳を明確にするとともに、指定管理委託料が適正な額であるかの判断とすることでも、通常業務と指定管理業務とを分けて事務を執行していただきたい。</p>	<p>平成24年度の予算において支出項目において指定管理料と通常経費を分け事務を執行できるよう指導した。</p>	<p>農政課</p>
<p>(2) 柴田町の福祉行政の一翼を担う社会福祉協議会を支援する目的で、職員設置補助金が支出されている。補助金算出の考え方は、平成18年度の財政再建時の2割削減後の額に県等の助成金の打</p>	<p>社会福祉協議会は、民間の独立した法人であり、その独自性・民間性を発揮するためには、公費のみに依存することなく経営努力を怠らなければならない。しかし、社会福祉協議会の公共性・公益性</p>	<p>福祉課</p>

<p>切りに伴う相当額を加算したものを根拠としているが、社会福祉協議会では、これに不足する額について預金等を取り崩し、人件費に充てている。健全な運営を行ってもらうため、また、町の財政基盤の安定を図っていく観点からも新たな視点に立って、職員設置補助金の在り方を見直していただきたい。</p>	<p>を踏まえ、地域住民全体の福祉推進の基盤となる事業、運営経費については一定の公費補助のもとに、活動を展開していくことが必要である。</p> <p>24年度については、社会福祉協議会が財政再建期間、財源としてきた積立金の残高も少なくなってきたこともあり、財政再建期間に実施した実績を精査し、人件費の95%を町補助、5%を社会福祉協議会負担の割合で算出し、3.6%増額し、39,000千円としたところである。今後については、社会福祉協議会の独自性を確保しつつ、自主財源の確保に努めるなどの経営努力に努めてもらうよう、助言指導していく。</p>	
--	---	--

7 平成22年度定期監査（平成21年度各課等の事務事業）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成22年7月29日（柴監告示第6号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成23年5月30日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>3. 特命随意契約について</p> <p>記念誌印刷業務において、冊子の大きさ・頁数・紙の番数等の記載はあったものの、作成目的・内容・資料の収集方法等が不明で、かつ、製作時間が無い・受託者は資料を持っていることを理由に1者随契を行っていた。</p> <p>委託する場合は、どのような業務内容なのか、発注者が提供する資料の有無を示すとともに、1者随契でなければならない理由を明確にしておくべきである。</p>	<p>特命随意契約における理由については、その根拠となる理由や関係条文を明記して説明責任を果たすことは勿論、また、安易に随意契約を選択することなく公平、公正、競争性が確保が図られ適正な事務処理されるように、関係課に周知した。</p>	<p>財政課</p>